

資格関係の手続（新旧対照表・SSC 以外版）【令和7年12月1日までの経過措置期間中】

事務の内容		現行（令和6年12月1日まで）	令和6年12月2日～同7年12月1日	備考
資格取得	組合員（新規採用） 【マニュアル1】	任命権者等からの資格取得データに基づき、支部から組合員証を作成して所属所へ送付⇒所属所は組合員に交付	手続は変更なし 【変更点】短期の「資格確認書」を交付（全員）⇒医療保険のデータベースに資格情報の登録が完了した後、「資格情報のお知らせ」を交付（全員）⇒長期の「資格確認書」を交付（マイナ保険証を保有しない者のみ）	組合員は、速やかな個人番号の提出が必要 登録完了までの期間は、人により異なる
	被扶養者（認定申告） 【マニュアル2】	組合員から所属所を通じて、被扶養者認定申告書等を提出。支部で審査後、被扶養者証を所属所へ送付⇒所属所は組合員に交付	手続は変更なし 【変更点】組合員と同じ	
資格喪失	組合員 【マニュアル3】	任命権者等からのデータに基づき資格喪失を登録。国保や家族の扶養に入る等、資格喪失証明書が必要な場合は、本人が紙により支部に申請。※所属所は通さなくてよい。支部が申請者に交付。	変更なし	組合員証、有効期間内の「資格確認書」は返納。 「資格情報のお知らせ」、有効期間切れの「資格確認書」は返納不要。
	被扶養者 【マニュアル4】	組合員から所属所を通じて、被扶養者取消申告書等を提出。⇒支部で審査後、取消。必要に応じて支部は「資格喪失証明書」を所属所へ送付⇒所属所は組合員に交付	変更なし	
その他	組合員証等の亡失・汚損 【マニュアル5】	組合員が所属所を通じて再交付申請書を提出⇒支部は組合員証等を交付し、所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付	【変更点】様式が、「紛失届兼資格確認書等交付申請書」になり、交付される証が、組合員証等から「資格確認書」になる。 ※マイナ保険証を保有する者も同様式を提出（保険診療の受診にはマイナ保険証を使用）	「資格確認書」の亡失等の手続も同じ
	「資格情報のお知らせ」の亡失・汚損 【マニュアル5】	申請者は再交付申請書を所属所に提出し、所属所から支部に提出⇒支部は同一内容のお知らせを交付し、所属所へ送付⇒所属所から申請者に交付	手続は変更なし 【変更点】申請書の様式は、12月2日以降用を使用。また、再交付するお知らせは、最新の資格情報（氏名変更等）で交付することができる。（ただし、個人番号の下4桁の記載なし）	自身のスマートフォンの「マイナポータル」を提示等して使用することが可能な者は、再交付不要。
	組合員証等の記載事項等変更申告（資格情報の変更、修正等） 【マニュアル6】	氏名変更：組合員が記載事項等変更申告書に添付書類（変更前の組合員証等、婚姻届受理証明書、戸籍等）を添付し、所属所を通じて提出。支部は変更後の組合員証等を所属所へ送付 住所変更：府費・大阪市費・堺市費（こども園除く）負担組合員は、給与支給機関からのデータ提供により変更。その他の組合員は記載事項等変更申告書を、所属所を通じて提出	手続は変更なし 【変更点】組合員証等が「資格確認書」（有効期間R7.12.1まで）になる。マイナ保険証を保有しない者には、経過措置終了までに長期の「資格確認書」を職権交付。 ※申請に長期の「資格確認書」を添付した者には、同じ有効期間の「資格確認書」を交付。	マイナ保険証の保有状況は、医療保険のデータベースの情報で支部が判断。

マイナンバーカードの紛失・汚損 【マニュアル7】		該当者は、「紛失届兼資格確認書等交付申請書」を所属所を経由して支部に提出⇒支部は短期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 ※有効な組合員証及び「資格確認書」を保有する場合、支部への手続不要。(マイナンバーカードの再交付までに、保険診療の受診のために「資格確認書」が必要な場合のみ手続必要。)	※マイナンバーカード再交付の窓口は市区町村 再交付により個人番号が変更になった場合、別途、支部に報告(様式あり)が必要。
マイナ保険証の健康保険証利用登録解除 【マニュアル8】	申請者は「利用登録の解除申請書」を、所属所を通じて提出(申請者は、経過措置期間中は健康保険証等を使用)⇒経過措置終了までに、支部は長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 ※支部は医療保険のデータベースに解除の情報連携を行う。(一定期間後、利用登録が解除される。)	手続は変更なし 【変更点】 組合員証等の交付を受けていない者(12月2日以降の新規資格取得者等)には、長期の「資格確認書」を即時職権で交付	有効な組合員証等を亡失している者は、別途再交付申請が必要。 被扶養者は、支部に提出も可。
保有するマイナ保険証の利用が困難な方への対応 【マニュアル9】		申請者(R6.12.2 以降の資格取得者等)は「資格確認書交付申請書」を所属所に提出⇒支部は長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 ※有効な組合員証保有者については、経過措置期間終了前(R7 年 10 月頃)から申請受付開始(事前にホームページ等で案内)	高齢者や障がい者等が対象
マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れ マイナンバーカードの返納 【マニュアル10】		対象者情報については、医療保険のデータベースからの定期的な情報提供により支部において確認 ⇒①有効な組合員証等保有者には、経過措置終了までに長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 ⇒②有効な資格確認書が無い者(R6.12.2 以降の新規資格取得者でマイナ保険証保有者など)には、長期の「資格確認書」を所属所へ即送付⇒所属所から組合員に交付	※マイナンバーカード更新(再交付)手続の窓口は市区町村
マイナ保険証を保有しない者に対する、「資格確認書」の職権交付		【初回】医療保険のデータベースは対象者(マイナ保険証を保有しない者)の情報を共済に提供⇒支部は、対象者の長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 【更新】「資格確認書」は 5 年以内の有効期限を付すため、支部が期限までに上記の手続きを再度行い、対象者に長期の「資格確認書」を交付する。	初回は、経過措置終了(令和 7 年 12 月 2 日)までに交付する。

※各種申請書は、支部ホームページからダウンロードしてご使用ください。

※「資格確認書」の有効期間：短期は交付日から3か月間を超えた最初の月末を設定

長期は4年を超えた最初の12月末日を設定